

介護キャリア段位制度の導入支援策のご案内

介護事業所・施設で介護キャリア段位制度に基づく評価を実施した場合、以下の施策が活用できます。

介護キャリア段位制度は、有効なOJTツールであるとの評価を得ていますので、これらの支援策を活用して、積極的な導入を図ってください。

①介護報酬のキャリアパス要件への該当

介護事業所・施設において、資質向上のための計画に沿って、OJTの一環として介護キャリア段位制度を導入し、全ての介護職員に周知した場合、介護報酬の介護職員待遇改善加算におけるキャリアパス要件Ⅱを満たすことになります。

②ジョブ・カードへの反映

介護キャリア段位制度に基づく評価基準により、ジョブ・カードの職業能力証明（訓練成果・実務成果シートを作成できます。これにより、介護キャリア段位制度の実施を通じて、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施できます。また、介護職員も、ジョブ・カードを応募書類等として活用できます。

③賃金制度の整備に対する助成【人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）】

介護事業主が、介護キャリア段位制度を活用して、介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（＊1）を行った場合に制度整備助成（50万円）を支給します。賃金制度の適切な運用を経て、介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に目標達成助成（第1回）（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））を、計画期間終了3年経過後に目標達成助成（第2回）（85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円））を支給します。

（＊1）職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備

④職業訓練実施に対する助成【人材開発支援助成金（特定訓練コースまたは一般訓練コース）】

雇用保険の被保険者に職務に関連した専門的な知識及び技能の習得を目的として、介護キャリア段位制度を活用して訓練を実施した場合、その経費や賃金に対して助成します。ただし、事業主が計画した訓練と一体である場合に助成対象となります。

- 注：（ ）内は生産性要件を満たす場合の額
- 注：【 】内は、中小企業以外の介護事業者の場合
- 注：経費助成の上限額はOff-JTの訓練時間数に応じる
- 注：賃金助成・実施助成には限度時間あり
- 注：一般訓練コースは中小企業のみ助成対象

	Off-JT（座学）		OJT(キャリア段位) 実施助成
	賃金助成	経費助成	
特定訓練コース	介護職員1人 1時間当たり 760円（960円） 【380円（480円）】	45%（60%） 【30%（45%）】	介護職員1人 1時間当たり 665円（840円） 【380円（480円）】
一般訓練コース	介護職員1人 1時間当たり 380円（480円）	30%（45%）	

⑤職業訓練実施に対する助成【人材開発支援助成金（特別育成訓練コース：有期実習型訓練）】

有期契約労働者等（＊1）に対して、介護キャリア段位制度を活用した有期実習型訓練（＊2）を実施する介護事業者に対して、一定の支給要件を満たせば、右表の助成が行われ、待遇の改善などキャリアアップを促進します。

* 1 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む）

* 2 ジョブ・カードを活用した、Off-JTとOJTを組み合わせた3～6ヶ月の職業訓練

- 注：（ ）内は生産性向上が認められる場合の額
- 注：【 】内は、大企業の介護事業者の場合
- 注：経費助成の上限額はOFF-JTの訓練時間数に応じる
- 注：賃金助成・実施助成には限度時間あり

	Off-JT（座学）		OJT(キャリア段位) 実施助成
	賃金助成	経費助成	
	介護職員1人 1時間当たり 760円（960円） 【475円（600円）】	介護職員 1人当たり 最大30万円を上限 【20万円】	介護職員1人 1時間当たり 760円（960円） 【665円（840円）】

※②・③・④・⑤の内容詳細や助成金の申請方法等は、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせ下さい。
なお、上記は平成30年4月現在の内容です。今後変更となる場合があります。